

は じ め に

近年、地方行財政を取り巻く環境は、大きく変貌しています。平成 14 年度から国において取り組まれてきた「三位一体の改革」は、昨年 11 月の政府・与党合意で決着が見られたところですが、平成 16 年度から 18 年度の 3 力年で、3 兆円規模の税源移譲が実現し、約 4.7 兆円の国庫補助負担金改革が行われるとともに、地方交付税改革にあっては、臨時財政対策債も含んで約 5.1 兆円が削減されました。結果として、国の財政再建に向けた取り組みが優先されるものとなり、地方においては、非常に厳しい財政運営を強いられるところとなっています。

本県においては、厳しい財政環境の中で、平成 10 年度から財政構造改革の取り組みを積極的に進め、平成 15 年度からは、具体的な縮減額を定めた「財政構造改革プログラム」を策定し、歳出の削減等に取り組んできました。さらに、平成 17 年度からは、三位一体の改革の影響等も反映して、新たに「財政危機回避のための改革プログラム」を策定し、財政健全化に向けた取り組みをより一層進めてきたところです。

平成 19 年度の予算編成におきましても、“もったいない”を活かす滋賀県政を基本方針とし、子や孫が生きる時代にも豊かさと幸せを実感できる「次世代育成型」の社会を目指して、財政収支の均衡に加え、県債残高を極力増やさないように配慮し、引き続き緊縮型で編成していくこととしています。

この財政事情は、県民の皆さんに、こうした県財政の状況を知っていただくため、毎年 5 月と 11 月に公表しているものです。今回は、平成 17 年度決算の概要と平成 18 年度上半期における予算の補正状況やその執行状況、各公営企業の業務状況などについてご報告するとともに、バランスシートなど企業会計的手法で見た財政状況等も含めてお知らせします。